

広島県告示第千四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定によつて、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成二十三年十一月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

広島市

二 都市計画事業の種類及び名称

広島圏都市計画緑地事業（広島平和記念都市建設事業）

8号 西部河岸緑地

三 事業施行期間

平成二十三年十一月十七日から平成二十五年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

なし

使用の部分

広島県広島市中区吉島東一丁目並びに西区南観音町及び南観音一丁目地内